

# 税

問合先 税務課

## 固定資産税

■固定資産課税台帳（土地・家屋）の縦覧・閲覧制度

昨年中に土地や建物に異動（売買・贈与・相続・分筆・地目変更・建物の取り壊しなど）があった人は、縦覧・閲覧制度を利用し確認してください。

※詳しくは広報3月号をご覧ください。

## ■不服審査申出

平成28年度は地方税法に定められた基準年度ではなく、原則として価格が据え置きとなるため、不服審査の申出はできません。地価下落に伴い、価格修正の対象となる土地のみ、下落修正に係る事項に限り審査の申出ができます。

**受付期間** 公示日（4月1日金予定）以降納税通知書を受け取った日から3カ月以内  
**申出先**

固定資産評価審査委員会  
（総合行政委員会内）

## ■低所得者世帯への固定資産税の減免制度 ※要申請

低所得者世帯に対し、固定資産税・都市計画税の減免制度があります。高齢などで収入が少ない次の対象者が所有する居住用資産のうち、一定要件の範囲で、土地・家屋の税額を2分の1減免します。

### 対象

- 本人が65歳以上・重度の障害を有する・寡婦・寡夫のいずれか
- 本人および生計を一にする人全員の所得が、市民税均等割非課税限度額以下の所得である
- 本人が居住している資産以外に土地・家屋を所有していない
- 家屋の延べ床面積が120㎡以下
- 土地・家屋の固定資産税（都市計画税含む）の年税額が10万円以下

### 必要な物

固定資産税納税通知書、印鑑、「個人番号カード」または「通知カードと身分証明書」※番号法施行に伴い、申請書に「個人番号」（マイナンバー）の記載が必要となります。

**申請** 納期限（平成28年度1期分から申請の場合は5月31日火）までに税務課へ

※納税が困難な世帯の負担軽減

という主旨から、すでに納付済の税額については減免を受けることができません。

## 法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所、寮などがある法人、人格のない社団（収益事業を行うものに限る）などが納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときはその旨の届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額とがあり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっています。

※赤字決算となり、法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により決定課税の行政処分をすることがあります。

# 介護保険

問合先 高齢介護課

平成28年度

## 65歳以上の介護保険料

### ■普通徴収

普通徴収（納付書での納付や口座振替）で納付している人に、6月分までの保険料額を記載した介護保険料仮決定通知書を送付しました。

今年3月に介護保険第1号被保険者の資格を取得した人（昭和26年3月2日～4月1日生まれの65歳以上の人）には、平成27年度分の保険料納入通知書なども送付していただきますので、注意してください。

保険料は期限までに納付してください。

### 【口座振替のご利用を】

毎月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、指定の口座から保険料を振り替えます。納め忘れがなく大変便利です。ぜひご利用ください。

### ■特別徴収

特別徴収（年金から徴収）で納付している人は、4月・6月

に2月の納付保険料額と同額を徴収します。

新たに特別徴収が開始される人には、特別徴収開始通知書を送付しますので、開始月や保険料額などを確認してください。

### ■平成28年度の介護保険料は7月に決定します

平成28年度の確定した保険料額は、被保険者本人の平成27年中の合計所得額などをもとに7月に決定し通知します。

## おむつを使用する高齢者に市指定ごみ袋を給付します

対象者に市指定のごみ袋を給付します。希望する対象者は申し込んでください。

**対象** 要支援・要介護の介護認定を受け、在宅で終日おむつを使用している人  
**申込** 高齢介護課

